

■大熊町新庁舎整備

用語の定義

発注図書（公募型プロポーザル実施要領、優先交渉権者決定基準、設計業務委託契約書（案）請負契約書（案）及び要求水準書等）に使用する用語の定義は、下記の表に定めるところによる。

用 語	定 義
庁舎等	A 棟（庁舎）及び B 棟（防災・災害対策機能棟）の 2 施設の総称をいう。
発注図書	本事業の公告において公表した公募型プロポーザル実施要領、要求水準書、その他添付資料及びこれらに関する質疑回答をいう。ホームページ及び配布資料から入手できるものを実施要領等と読み替えている。
技術提案書審査委員会	本事業に必要となる事項の検討及び技術提案書の審査を行う目的で、外部有識者等で組織される「大熊町新庁舎整備技術提案書審査委員会」をいう。
技術提案資料等	参加者が提出した技術提案書その他技術提案に係る資料に関する資料をいう。
参加者	本事業の建設能力を有し、本事業のプロポーザルに参加する者で、複数の企業で構成される共同企業体（以下「共同企業体」という。）、又は単体企業をいう。
一次審査通過者	参加表明のあった参加者のうち、資格審査を通過した参加者をいう。
優先交渉権者	技術提案書審査委員会による審査結果を受けて、事業実施協定の締結に向けて優先的に交渉する相手方として町が選定した者をいう。
受注者	公募プロポーザル実施要領及び優先交渉権者決定基準に基づき優先交渉権者として決定した者をいう。設計業務委託契約、請負契約締結後は「受注者」と読み替える。 「受注者」は、発注図書等に記載されている「参加者」「一次審査通過者」「優先交渉権者」「基本・実施設計者」に適宜読み替える。
基本・実施設計者	「優先交渉権者」のうち設計業務を行う者をいう。
施工者	「優先交渉権者」のうち建設業務を行う者をいう。
発注者支援者	町より本事業の発注等支援業務を受託している者をいう。